

京 都 大 学 大 学 院 薬 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 専攻</p>	<p>第 1 専攻</p>
<p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。 薬科学専攻 薬学専攻 <u>医薬創成情報科学専攻</u> (中 略)</p>	<p>第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。 薬科学専攻 薬学専攻 <u>創発医薬科学専攻</u></p>
<p>第 1 0 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程、博士後期課程又は博士課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在在学年数として認定することができる。</p> <p>(1) 転学、転科又は転専攻前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目、単位数、受けた研究指導及び在学年数の一部又は全部</p> <p>(2) 前 2 条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導の一部又は全部</p> <p>(3) 通則第 4 6 条の 2 第 1 項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和 4 9 年文部省令第 2 8 号）第 1 5 条において準用する大学設置基準（昭和 3 1 年文部省令第 2 8 号）第 3 1 条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部 (中 略)</p>	<p>第 1 0 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程、博士後期課程、<u>博士課程</u>又は<u>一貫制博士課程</u>の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在在学年数として認定することができる。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) }</p>
<p>第 1 3 条 修士課程、博士後期課程及び博士課程の修了の認定は、研究科会議で行う。</p>	<p>第 1 3 条 修士課程、博士後期課程、<u>博士課程</u>及び<u>一貫制博士課程</u>の修了の認定は、研究科会議で行う。</p>
<p>第 1 4 条 通則第 5 7 条の規定により学位を得ようとする者は、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程又は博士課程を終えた者と同等以上の学識を有することの確認を受けなければならない。</p>	<p>2 <u>通則第 5 5 条第 2 項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすこと</u>の認定は、研究科会議で行う。</p> <p>第 1 4 条 通則第 5 7 条の規定により学位を得ようとする者は、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程、<u>博士課程</u>又は<u>一貫制博士課程</u>を終えた者と同等以上の学識を有することの確認を受けなければならない。</p>
<p>第 1 5 条 前条に規定する者に係る学識の確認には、専攻学術に関する試問のほか、外国語 2 か国語の試問を課する。ただし、外国語の試問については、研究科会議において特別の事情があると認めた場合は、1 か国語のみとすることができる。</p>	<p>第 1 5 条 } (同 左)</p>
<p>2 前項の規定による試問は、筆答及び口頭により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。</p>	<p>2</p>
<p>3 前条に規定する者に係る博士論文の審査及び試験は、大学院の博士後期課程及び博士課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。</p>	<p>3 前条に規定する者に係る博士論文の審査及び試験は、大学院の博士後期課程、<u>博士課程</u>及び<u>一貫制博士課程</u>における論文の審査及び試験と同一の手続による。</p>
<p>第 1 6 条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者又は本研究科の博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修</p>	<p>第 1 6 条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者、<u>本研究科の博士課程</u>に所定の年限在学し、所定の単位を修得</p>

改 正 前	改 正 後
<p>得し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第1項に規定する学識の確認のための試問を免除することができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>し、必要な研究指導を受けて退学した者又は本研究科の一貫制博士課程に所定の年限在学し、<u>所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者が</u>、通則第57条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第1項に規定する学識の確認のための試問を免除することができる。</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>